

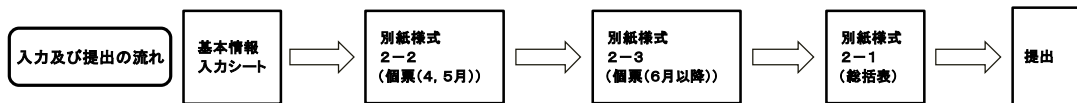
計画書(介護職員等処遇改善加算)  
基本情報入力シート

別紙様式2

●はじめに本シート(基本情報入力シート)のセルに入力することで、申請対象となる事業所等に関する基本的な情報が、各シートに自動的に転記されます。

**【重要】**本計画書は、介護職員等処遇改善加算の申請様式です。

- 自動転記の仕組みを活用するため、下記の作業フローに基づき、シートを完成させてください。
- 「提出先の自治体名」を記入すると、別紙2-2及び2-3までの「提出先」欄も、自動で更新されます。提出先が正しく記入されていることを必ずご確認ください。



1 提出先に関する情報

加算の届出に係る提出先(指定権者)を入力してください。

提出先

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ	イリヨウホウジンアヤマカイ		
	名称	医療法人あやめ会		
法人住所	〒	470	-	2103
	住所1(番地・住居番号まで)	愛知県知多郡東浦町大字石浜字西平地17番地2		
	住所2(建物名等)			
法人代表者	職名	理事長		
	氏名	山本原嗣		
	法人番号	2180005012483		
書籍作成担当者	フリガナ			
	氏名			
連絡先	電話番号			
	E-mail			

3 加算の対象事業所に関する情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式に反映されます。

※「一月あたり介護報酬総単位数[単位]」は、一月あたり介護報酬総単位数として見込まれる単位数を、前年1月から12月までの12か月間の介護報酬総単位数(処遇改善加算等の各種加算減算を含む。)を12で除するなどの適切な方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。  
また、「一月あたり処遇改善加算の加算単位数[単位]」は、前年1月から12月までの処遇改善加算の単位数の合計を12で除するなどの方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。  
なお、令和8年度に事業拡大等に伴う単位数の増減が見込まれる場合には、加算についての適切な計画を策定するため、それらの増減の見込を反映させる等の調整を行っても差し支えありません。

介護予防や短期利用型サービス含め、記入漏れがないことを確認しました。

(記入済みのサービスの事業所数)

介護予防サービスの事業所数	3	件	✓
短期利用型サービスの事業所数	1	件	✓
総事業サービスの事業所数	2	件	✓
その他サービスの事業所数	7	件	✓

番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	一月あたり介護報酬総単位数[単位]	一月あたり処遇改善加算の加算単位数[単位]	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を除く)[単位]	1単位あたりの単価(地域単価)[円]
			都道府県	市区町村							
1	2395700012	知多北部広域連合	愛知県	東浦町	小規模多機能ホームつばき	介護予防小規模多機能型居宅介護	75	5,776	736	5,040	10.17
2	2395700012	知多北部広域連合	愛知県	東浦町	小規模多機能ホームつばき	小規模多機能型居宅介護	73	481,390	61,328	420,062	10.17
3	2395700111	知多北部広域連合	愛知県	東浦町	グループホームかえで	介護予防認知症対応型共同生活介護	37	27,423	4,144	23,279	10.14
4	2395700111	知多北部広域連合	愛知県	東浦町	グループホームかえで	認知症対応型共同生活介護	32	536,223	81,027	455,196	10.14
5	2395700210	知多北部広域連合	愛知県	東浦町	グループホームさくら	介護予防認知症対応型共同生活介護	37	0	0	0	10.14

6	2395700210	知多北部 広域連合	愛知県	東浦町	グループホームさくら	認知症対応型共同生活介護	32	497,764	75,214	422,550	10.14
7	2375701824	知多北部 広域連合	愛知県	東浦町	リハビリデイセンターもみじ	通所型サービス(独自)(19人未満)	A6	59,879	4,936	54,943	10.14
8	2375701824	知多北部 広域連合	愛知県	東浦町	リハビリデイセンターもみじ	地域密着型通所介護	78	124,737	10,300	114,437	10.14
9	2375701691	知多北部 広域連合	愛知県	東浦町	訪問介護ステーションあおば	訪問型サービス(独自)	A2	15,134	2,978	12,156	10.21
10	2375701691	愛知県	愛知県	東浦町	訪問介護ステーションあおば	訪問介護	11	75,293	14,816	60,477	10.21
11	2395700061	知多北部 広域連合	愛知県	東浦町	介護付有料老人ホームつくし	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用 型)	28	9,245	1,005	8,240	10.14
12	2395700061	知多北部 広域連合	愛知県	東浦町	介護付有料老人ホームつくし	地域密着型特定施設入居者生活介護	36	528,849	57,501	471,348	10.14
13	2375701717	知多北部 広域連合	愛知県	東浦町	居宅介護支援事業所なのはな	居宅介護支援	43	65,705	0	65,705	10.21

別紙様式2-2(個票(4、5月))

提出先	鹿児島
-----	-----

**【記入上の注意】**  
 ・ **オレンジ色** のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

法人名 医療法人あやめ会

処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2 ①の内数)	6,399,976	円
うち、処遇改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 3(1)①の内数)	2,245,722	円

【記入上の注意】  
 ・改善後の賞金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による賞金改善額を含む金額で判断すること。

⑤キャリアバス要件Ⅳについて(「令和8年度の算定予定」について)	
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	6
改善後の賞金が年額440万円以上となる者の数	8
改善後の賞金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす事業所数	2

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を除く)[単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和8年4・5月に算定する処遇改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年4月・5月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	①月額賞金要件		②・③キャリアバス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアバス要件Ⅲ	⑤キャリアバス要件Ⅳ		⑥キャリアバス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件
		都道府県	市区町村									処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2	月額賞金要件Ⅰを満たす			改善後の賞金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の賞金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす/契約する		
1	2395700012	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	小規模多機能ホームつばき	介護予防小規模多機能型居宅介護	5,040	10.17	処遇改善加算Ⅰ	14.9%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	15,274	5,430	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	
2	2395700012	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	小規模多機能ホームつばき	小規模多機能型居宅介護	420,062	10.17	処遇改善加算Ⅰ	14.9%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,273,060	452,839	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	
3	2395700111	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	グループホームかえで	介護予防認知症対応型共同生活介護	23,279	10.14	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	84,040	29,507	○	○	○	1			
4	2395700111	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	グループホームかえで	認知症対応型共同生活介護	455,196	10.14	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,643,186	576,966	○	○	○	2			
5	2395700210	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	グループホームさくら	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.14	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)			○	○	○	0	令和8年度特例要件を満たす		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済
6	2395700210	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	グループホームさくら	認知症対応型共同生活介護	422,550	10.14	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,525,338	535,584	○	○	○	3			
7	2375701824	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	リハビリデイセンターもみじ	通所型サービス(独自の19人未満)	54,943	10.14	処遇改善加算Ⅱ	9.0%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	100,284	35,652	○	○	○	0	令和8年度特例要件を満たす		ケアプランデータ連携システムを利用している
8	2375701824	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	リハビリデイセンターもみじ	地域密着型通所介護	114,437	10.14	処遇改善加算Ⅱ	9.0%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	208,862	74,265	○	○	○	0	令和8年度特例要件を満たす		ケアプランデータ連携システムを利用している



別紙様式2-3(個票(6月以降))

**【記入上の注意】**  
**オレンジ色**のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先	愛知県
-----	-----

法人名 医療法人あやめ会

合計	全サービス	従来から処遇改善加算の対象となっていたサービス	令和8年6月から新たに処遇改善加算の対象となるサービス
処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1.2 ①の内数)	39,997,910	39,857,020	140,890 円
うち、処遇改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1.3(1)①の内数)	13,594,225	13,594,225	円

⑤キャリアパス要件Ⅳについて(「令和8年度の算定予定」について)

処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	6
改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	8
改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件を満たす事業所数	2

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を除く)[単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和8年6月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率(c)	算定対象月(d) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	①月額賃金要件		②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ		⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件
		都道府県	市区町村									月額賃金要件Ⅰを満たす	改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載						
1	2395700012	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	小規模多機能ホームつばき	介護予防小規模多機能型居宅介護	5,040	10.17	処遇改善加算Ⅰ口	18.6%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	95,290	32,795	○	○	○	1	サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの算定を簽約	
2	2395700012	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	小規模多機能ホームつばき	小規模多機能型居宅介護	420,062	10.17	処遇改善加算Ⅰ口	18.6%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	7,946,020	2,734,100	○	○	○	1	サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの算定を簽約	
3	2395700111	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	グループホームかえで	介護予防認知症対応型共同生活介護	23,279	10.14	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	519,260	175,875	○	○	○	1		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
4	2395700111	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	グループホームかえで	認知症対応型共同生活介護	455,196	10.14	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	10,154,500	3,438,675	○	○	○	2		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
5	2395700210	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	グループホームさくら	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.14	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)				○	○	0	令和8年度特例要件を満たす	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
6	2395700210	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	グループホームさくら	認知症対応型共同生活介護	422,550	10.14	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	9,426,240	3,192,070	○	○	○	3		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
7	2375701824	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	リハビリデイセンターもみじ	通所型サービス(独自)(19人未満)	54,943	10.14	処遇改善加算Ⅱ口	12.5%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	696,410	247,920	○	○	○	0	令和8年度特例要件を満たす	ケアプランデータ連携システムを利用している	
8	2375701824	知多北部広域連合	愛知県 東浦町	リハビリデイセンターもみじ	地域密着型通所介護	114,437	10.14	処遇改善加算Ⅱ口	12.5%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	1,450,520	516,375	○	○	○	0	令和8年度特例要件を満たす	ケアプランデータ連携システムを利用している	

介護保険 事業所番 号	指定権者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介 護報酬単 位数(処遇改 善加算を除 く[単位] (a))	1単位 あたりの 単価[円] (b)	令和8年6月以降に 算定する処遇改善加 算の区分	加 算 率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	処遇改善加算 の 見込額[円] (a×b×c×d)	①月額賃金要件		②・③キャリアパス 要件Ⅰ・Ⅱ 任用要件・賃金体 系の整備等、研修 の実施等	④キャリアパス要 件Ⅲ 昇給の仕組みの 整備等	⑤キャリアパス要件Ⅳ		⑥キャリアパス要 件Ⅴ 介護福祉士等の配 置要件の状況が分 かる加算の算定状 況	⑦令和8年度 特例要件
		都道 府県	市区 町村									処遇改善加算Ⅰ相当の 加算額の見 込額の 1/2	月額賃金要件 Ⅰを満たす			改善後の賃金要件 (年額440万円以 上)を満たす職員 数を記載	改善後の 賃金要件を 満たす職員は 0人であって、 令和8年度 特例要件 は満たす/契約す る		
9	2375701691	知多北部広 域連合	愛知県 東浦町	訪問介護ステーション あおば	訪問型サービス(独 居)	12,156	10.21	処遇改善加算Ⅰ口	28.7%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 ( 10 ヶ月)	356,220	105,520	○	○	○	0	令和8年度特 例要件を満 たす	特定事業所加算Ⅰ 又はⅡに準じる市町 村独自の加算	ケアブランドデータ 連携システムを利用 している
10	2375701691	愛知県	愛知県 東浦町	訪問介護ステーション あおば	訪問介護	60,477	10.21	処遇改善加算Ⅰ口	28.7%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 ( 10 ヶ月)	1,772,140	524,845	○	○	○	0	令和8年度特 例要件を満 たす	特定事業所加算Ⅱ	ケアブランドデータ 連携システムを利用 している
11	2395700061	知多北部広 域連合	愛知県 東浦町	介護付有料老人ホーム つくし	地域密着型特定施 設入居者生活介護 (短期利用型)	8,240	10.14	処遇改善加算Ⅱ口	15.3%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 ( 10 ヶ月)	127,860	45,120	○	○	○	1			生産性向上推進 体制加算Ⅰ又は Ⅱを算定済
12	2395700061	知多北部広 域連合	愛知県 東浦町	介護付有料老人ホーム つくし	地域密着型特定施 設入居者生活介護	471,348	10.14	処遇改善加算Ⅱ口	15.3%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 ( 10 ヶ月)	7,312,560	2,580,930	○	○	○	2			生産性向上推進 体制加算Ⅰ又は Ⅱを算定済
13	2375701717	知多北部広 域連合	愛知県 東浦町	居宅介護支援事業所 なのはな	居宅介護支援	65,705	10.21	処遇改善加算	2.1%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 ( 10 ヶ月)	140,890	0		○					

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先	愛知県
-----	-----

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)

1 基本情報

フリガナ	イリヨウホウジンアヤマカイ		
法人名	医療法人あやめ会		
法人所在地	〒	470-2103	
	愛知県知多郡東浦町大字石浜字西平地17番地2		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和8年度の加算の見込額	(a) 46,397,886	円
② (①の額以上となること。介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(b) 46,400,000	円

【記入上の注意】

- (b)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記			○
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2	15,839,947	円	←
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	15,900,000	円	←

【記入上の注意】

- 令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)			○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。			

(3)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)			○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。			

(4)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記			×
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに必要な賃金改善を行うことを誓約します。			

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由			○
<input checked="" type="checkbox"/>	小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。		
<input type="checkbox"/>	職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。		
<input type="checkbox"/>	年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。		
<input type="checkbox"/>	その他( )		

(5)キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)

別紙様式2-2、2-3「⑥キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記			○
-------------------------------	--	--	---

**(6)職場環境等要件**

令和8年度特例要件を満たす。	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。	
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。	

**【4. 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】**

**該当**

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑰又は⑱は必須)を実施すること。

**【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ、6月以降は新規に対象となるサービスも対象】**

**該当**

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑳の取組を実施している場合は、㉑の2を選択すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	✓ ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓ ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	✓ ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓ ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	✓ ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識育りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
	✓ ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	✓ ⑮職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上のための取組	✓ ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓ ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓ ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓ ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	⑳業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	✓ ㉓各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
㉔の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉔の取組を実施している。	
やりがい・働きがいの醸成	✓ ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	✓ ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓ ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓ ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

**見える化要件【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】**

<ul style="list-style-type: none"> <li>実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。</li> </ul>		○
ホームページへの掲載	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択	
	✓ 職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載	

**(7) 令和8年度特例要件**

生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みです。</li> <li>○施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。 (小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みであることにより要件を満たすことができます。)</li> <li>○介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。</li> </ul> <p>別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記</p>	○
--	---

**4 要件を満たすことの確認・証明**

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。</li> <li>・また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。</li> <li>・令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。</li> </ul>	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中に事業所が休業した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。</li> </ul>	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。</li> </ul>	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。</li> </ul>	—	
<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険料の納付が適正に行われています。</li> </ul>	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。</li> </ul>	会議録、周知文書	
<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。</li> </ul>	—	

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

**本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。**

令和 8 年 4 月 15 日 法人名 医療法人あやめ会  
代表者 職名 理事長 氏名 山本原嗣

### (確認用) 提出前のチェックリスト

・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3 介護職員等処遇改善加算の要件について		
(1) 月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(3) キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(4) キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすか、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(5) キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	○
(6) 職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要件に係る取組を行うことを誓約していること	○
	情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○
(7) 令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組を行っていること	○

4 要件を満たすことの確認・証明	
・ 必要な項目が全て選択されていること	○
・ 誓約・記名が行われていること	○